解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月三十日寄附行為で定めた存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十四日

高知県高岡郡椙原町広野六四七番地

財団法人椙原町若者定住農林業振興基金

代表清算人　矢野　富夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年五月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十四日

高知県高岡郡中土佐町久礼六六〇二番地二

財団法人中土佐町地域振興公社

代表清算人　池田　洋光

配当公告

札幌市中央区北六条西二〇丁目一番六

破産者　東洋産業機械株式会社

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十三年（フ）第一二六一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一七八、五六一、三五二円

一、配当をすることができる金額

金三六、三八七、一二五円

平成二十五年五月二十四日

札幌市中央区大通西一〇丁目南大通ビル四階といかわ法律事務所

破産管財人　樋川　恒一

配当公告

千葉県千葉市若葉区加曽利町一六〇三番地三

一　破産者　ムトウ住建販売株式会社

右の者に対する千葉地方裁判所平成二十三年（フ）第七二二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三七九、五八五、二二一円

一、配当することのできる金額

金一八、七五七、四七〇円

平成二十五年五月二十四日

千葉市中央区中央三丁目一五番六号やまちょうビル五階渡辺・石川法律事務所

破産管財人　石川　知明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県塩竈市中の島六番地、最後の住所宮城県塩竈市藤倉二丁目一六番四四号

被相続人　亡　三浦　健

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十四日

宮城県仙台市青葉区本町一丁目九―五　五城ビル五階

相続財産管理人　弁護士　勝田　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市泉区南中山一丁目一四番地三、最後の住所宮城県仙台市泉区南中山一丁目一四番地の三　被相続人　亡　黒瀧　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十四日

仙台市青葉区片平一―五―二〇Ｅｖｅｒ―Ｉ片平丁ビル六階　スズラン法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保さやか

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県小山市大字高椅一八〇番地、最後の住所栃木県小山市神鳥谷三丁目八番一〇号

被相続人　亡　塚原　修二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十四日

茨城県古河市東本町二丁目三番六号

相続財産管理人　佐谷　道浩

平成二十五年五月二十四日

新潟市中央区寄居町三三二番地一八新潟シティビル三階

相続財産管理人　弁護士法人新潟シティ法律事務所

代表者代表社員　石田　芳博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県不破郡垂井町表佐一九四六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　廣瀬　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十四日

事務所岐阜県大垣市久瀬川町三丁目八番地

相続財産管理人　司法書士　兒玉　利昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市兼六元町四八番地甲、最後の住所千葉県市川市香取二丁目一六番四号

角田章方　被相続人　亡　角田久美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十四日

静岡県沼津市市場町三―一六ひまわりビル伊東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　杉浦　孝輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鈴鹿市国府町一六四八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　平子　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十四日

三重県四日市市諏訪栄町二番四号ファース トビル二階　稲七総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　服部　一孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市城南区鳥飼四丁目一一番地一一、最後の住所千葉市稲毛区轟町五丁目一番九号　被相続人　亡　福山　剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十四日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号北野京葉ビル四階　せんのは法律事務所

相続財産管理人　弁護士　広山　相徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区荏原三丁目一八五番地一、最後の住所千葉県成田市押畑八九六番地一

被相続人　亡　清水　ふく

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十四日

東京都足立区千住旭町一一―一小林ビル二階足立北千住駅前法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上野　潤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市鴨居二丁目四二番、最後の住所神奈川県横須賀市鴨居二丁目四二番三号　被相続人　亡　小野千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十四日

神奈川県三浦市南下浦町上宮田三三四八番―一第二吉田ビル二〇一号

相続財産管理人　弁護士　中尾　繁行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区白山浦二丁目一一二番地一・二、最後の住所新潟市西区青山新町二八番地三マンションニュー青山一〇五号

被相続人　亡　玉木　フジ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。